

平成30年度日本遺産「百世の安堵」総合活用活性化事業 情報発信等業務に係るプロポーザル公募要領

広川町日本遺産推進協議会は、日本遺産『「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～』（以下、「日本遺産」という。）の認定を契機に、広川町のブランド化や住民のアイデンティティの再確認につなげ、日本遺産のストーリー及び構成文化財を活用し、広川町の防災文化を国内外に発信し、観光振興を通じた広川町の活性化を図り、世界的な防災文化発信都市の実現を目指します。

広川町日本遺産推進協議会では、広川町創生の実現や国内外の観光客の誘致を図ることを目的に、文化庁の平成30年度文化芸術振興費補助金（日本遺産魅力発信推進事業）を活用し、日本遺産「百世の安堵」総合活用活性化事業として、日本遺産のターゲットを詳細に調査し、その調査結果を基に、日本遺産PRホームページの制作、日本遺産ロゴマーク・キャッチコピーの制作、日本遺産ガイドの養成研修会の開催などの事業を展開します。

については、これらの業務を効率的・効果的に実施する事業者を募集します。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

平成30年度日本遺産「百世の安堵」情報発信等業務

(2) 業務内容

日本遺産のターゲット選定等嗜好性調査

日本遺産PRホームページの制作

日本遺産ロゴマーク・キャッチコピーの制作

日本遺産ガイド養成研修会の開催

※詳細は別紙「平成30年度日本遺産「百世の安堵」情報発信等業務仕様書(案)」
のとおり

(3) 業務実施場所

和歌山県有田郡広川町内

(4) 提案限度額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約期間

契約締結の日から平成31年2月28日（木）まで

2 応募資格

当プロポーザルに応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する事業者等であり、次の(1)～(6)までの全ての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による更生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。

3 スケジュール

項目	日程
募集要項等に関する質問 受付	平成30年8月13日（月）まで
質問回答予定日	平成30年8月20日（月）
プロポーザル応募表明	平成30年8月27日（月）
企画提案書類提出受付	平成30年8月27日（月）～9月3日（月）必着
プロポーザル審査委員会	平成30年9月13日（木）～9月19日（水）のうち1日
審査結果の通知	審査委員会の翌日以降速やかに行います。

4 質問

プロポーザルの参加にあたって質問事項がある場合は、質問票（様式8）を提出してください。ただし、口頭による質問は受け付けません。

- (1) 受付期限 平成30年8月13日（月）まで
- (2) 受付曜日 月曜から金曜まで（祝日を除く）
- (3) 受付時間 8時30分から17時15分まで
- (4) 受付場所 広川町日本遺産推進協議会事務局

広川町教育委員会（広川町庁舎2階）

和歌山県有田郡広川町大字広1500番地

FAX 0737-63-3081

- (5) 提出方法

持参、郵送又はFAXにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出してください。

なお、持参以外の方法で提出をした場合は、受領確認を広川町日本遺産推進協議会事務局あてに電話（0737-23-7795）にて行ってください。

(6) 回答

質問に対する回答は、平成30年8月20日（月）（予定）に広川町ホームページ内にて公開します。

なお、提出書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けません。

5 プロポーザルへの応募表明

本プロポーザルへ応募する場合は、プロポーザル応募表明書（様式9）を提出してください。

(1) 提出期限 平成30年8月27日（月）まで

(2) 提出曜日 月曜から金曜まで（祝日除く）

(3) 提出時間 8時30分から17時15分まで

(4) 提出場所 広川町日本遺産推進協議会事務局

広川町教育委員会（広川町庁舎2階）

和歌山県有田郡広川町大字広1500番地

FAX 0737-63-3081

(5) 提出方法

持参、郵送又はFAXにより上記の受付期限及び受付時間内必着にて提出してください。

なお、持参以外の方法で提出をした場合は、受領確認を広川町日本遺産推進協議会事務局あてに電話（0737-23-7795）にて行ってください。

(6) その他

応募表明後、辞退する場合はプロポーザル応募辞退届（様式10）を上記5（4）あてに提出してください。

6 企画提案書類等の提出

(1) 企画提案書類

次に掲げる書類①～⑫を全て提出してください。ただし、企画提案書類の提出日において、「広川町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請要領（物品製造等）」に定める入札参加資格を有する者は、書類⑤～⑫の提出を省略することが出来ます。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙）を参照してください。（部数表記のないものは1部の提出で結構です。）

①応募申請書（様式1）

②応募資格に反しない旨の宣誓書（様式2）

③企画提案書（様式3）正1部、副（写し）7部（PDFデータも提出ください）

- ④見積書（様式4）正1部、副（写し）7部
 - ⑤団体の概要に関する調書（様式5）
 - ⑥役員等に関する調書（様式6）
 - ⑦団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類
 - ⑧団体の事業計画書及び収支予算書
 - ⑨定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - ⑩印鑑証明
 - ⑪法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書
 - ⑫提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式7）
- (2) 提出期限 平成30年8月27日（月）から9月 3日（月）まで
- (3) 提出曜日 月曜から金曜まで（祝日除く）
- (4) 提出時間 8時30分から17時15分まで
- (5) 提出場所 広川町日本遺産推進協議会事務局

広川町教育委員会（広川町庁舎2階）

〒643-0071 和歌山県有田郡広川町大字広1500番地

(6) 提出方法

広川町教育委員会まで持参又は郵送により上記の提出期限及び提出時間内必着にて提出してください。

なお、持参以外の方法で提出をした場合は、受領確認を広川町日本遺産推進協議会事務局あてに電話（0737-23-7795）にて行ってください。

7 参加に際しての注意事項

(1) 欠格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ②他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ③事業選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤募集要項に違反すると認められた場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ②1（4）提案限度額を越えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(4) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

(軽微なものは除く)

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(8) その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

8 見積書作成にあたっての注意事項

(1) 事業費の積算方法

- ・事業費は項目ごとに明確に区分して積算し作成してください。
- ・一式計上は認めません。
企画・取材・編集・データ納品・印刷費・旅費・謝金・会場借り上げ等明細を記載すること。
- ・経費の算出にあたっては、文化庁が定める「各費目における単価上限額、補助対象外経費等」(別紙参照)に準じること。
- ・見積書の宛先は「広川町日本遺産推進協議会 会長 西岡利記」とします。
- ・見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。

(2) 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

9 委託事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

広川町日本遺産推進協議会が別に定める委員により組織された「広川町日本遺産推進協議会公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査を行います。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合があります。

審査委員会では、審査項目（別紙）に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等のもっとも優れた企画を提案した者を委託候補者として選定します。

（２）審査委員会

①実施日：平成30年9月13日（木）～9月19日（水）のうち1日

②実施時間：別途通知します。

③実施場所：別途通知します

④プレゼンテーションの所要時間（1提案者あたり）：

プレゼンテーション 30分以内

審査委員からの質疑 15分程度

⑤注意事項

- ・実施日時及び各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとします。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書等書類の受付期間内に提出した書類（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に5分以上遅れた場合は、審査対象としません。
- ・指定時間に遅刻（5分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間の延長は認めません。

（３）審査項目及び評価内容

別表のとおり

（４）最優秀提案者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者とします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。

応募者が1名のみの場合、審査結果において基準点を満たすときは、当該応募者

を最優秀提案者とします。基準点に満たないときは、事業を実施する場合には再度公募します。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、最優秀提案者が決定してから、すみやかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を広川町ホームページにて委託候補者の名称を公表します。

- ①最優秀提案者（委託候補者）の名称及び評価点
- ②次点以下の評価点（提案者名の併記はいたしません。）

10 委託契約について

審査委員会で選定された最優秀提案者を受託候補者とし、条件等を協議の上、仕様書（案）の内容を確定し、契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは受託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることが出来ません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、広川町と協議の上、業務の一部を委託することが出来ます。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

委託業務を行いに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは出来ません。また、委託業務終了後も同様とします。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として広川町日本遺産推進協議会に帰属することとなります。

12 担当及び問い合わせ先

〒643-0071 和歌山県有田郡広川町大字広1500番地

広川町日本遺産推進協議会事務局

広川町教育委員会（担当：平井・谷口）

TEL：0737-23-7795

FAX：0737-63-3081